

## 臨時的任用職員募集要項

任用根拠	臨時的任用職員（地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（更新あり）
職 種	実習助手（地域魅力化コーディネーター）
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	愛媛県立三崎高等学校において、教職員及び生徒の教育活動を支援し、地域とのコーディネートを行う業務。主に次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未咲輝学、未咲輝ゼミ等の地元関係者との調整</li> <li>・ 地域活性化フォーラムやコンソーシアム等の運営</li> <li>・ 生徒募集業務</li> </ul>
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務可能な地域に居住できること。</li> <li>・ 心身が健康であること。</li> <li>・ 学校教育に理解と熱意があること。</li> </ul>
勤務日及び勤務時間	平日とし勤務時間については 1 日 7 時間 45 分を限度とする。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報 酬：教育職員の給与に関する条例（昭和 27 年愛媛県条例第 30 号）別表第 2 高等学校等教育職員給料表 1 級 5 号給（月額 210,153 円）又は同表 1 級 25 号給（月額 248,482 円）を基準とする。採用前経験月数により調整する。</li> <li>・ 各種手当：教育職員の各種手当に準じて支給する。</li> </ul>
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・ 臨時的任用職員としてふさわしくない行為があったとき。</li> </ul>
退職手当	支給要件を満たす場合は支給あり。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）</li> <li>・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）</li> <li>・ 秘密を守る義務（同法第 34 条）</li> <li>・ 職務に専念する義務（同法第 35 条）</li> <li>・ 政治的行為の制限（同法第 36 条）</li> <li>・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険の加入（健康保険、厚生年金保険） ※健康保険は公立学校共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康管理）が適用される。</li> <li>・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。</li> </ul>

○ 応募手続

電話による応募

応募に必要な書類について説明いたしますので、下記担当までご連絡ください。

担当：愛媛県立三崎高等学校 事務長 連絡先：0894-54-0550